

○美咲町定住促進住宅新築等補助金交付要綱

平成20年12月22日

告示第55号

(目的)

第1条 この告示は、美咲町内で土地を取得し、又は所有（借地を含む）する土地に住宅を新築した者に、美咲町定住促進住宅新築等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより町内定住者を促進するとともに地場企業の育成を図り、魅力と活力ある町づくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 定住とは、町内へ住まいを定めて居つくことをいう。
- (2) 住宅とは、人が住むための建物であって、厨房、風呂・洗面（シャワーを含む。）、便所、居間などを備えたものをいう。
- (3) 併用住宅とは、居住部分が当該住宅の2分の1を超え、かつ66平方メートルを超えるものをいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 美咲町内に住所を有する者
- (2) 美咲町内に、自己が居住するために延床面積66平方メートル以上280平方メートル以下の住宅を新築し、その物件に係る固定資産税（当該年分）を完納した者
- (3) 交付対象者及び同一世帯の者全員に、町の徴収金等の滞納がない者

(補助の対象及び金額)

第4条 新築した住宅に係る固定資産税の2分の1に相当する額とする。ただし、町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、住宅を新築した場合にあっては、住宅に係る固定資産税相当額とする。

2 併用住宅にあっては、その居住部分についてのみ対象とし、その額は、前項によるものとする。なお、居住部分の算定方法は、併用住宅にかかる固定資産税を居住部分、その他の部分の面積により按分したものとする。

3 第1項中「町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、」とは、次のとおりとする。

- (1) 建築業者にあっては住宅主体部の建築を町内に住所を有する建築業者が請け負うこと。
- (2) 木材業者にあっては、住宅建築に要する木材（主要構造部材に限る。）が8立方メートル以上でその内の90パーセント以上を町内の木材業者から納材していること。

4 補助金の額に千円未満の端数がつく場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の対象期間)

第5条 補助金交付の対象期間は、当該住宅に係る固定資産税が最初に課税される年度から3年度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、美咲町定住促進住宅新築等補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類(原本又は複写したものを添付のこと。以下「添付書類」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次年度以降については、第1号から第6号に示す添付書類については省略することができる。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 新築住宅に係る登記簿謄本の写し
- (3) 住宅の平面図
- (4) 工事の竣工写真
- (5) 住民票
- (6) 施工業者等申告書(主として町内業者を利用した場合のみ)(様式第4号)
- (7) 当該年度分の固定資産税納税証明書
- (8) 当該物件に係る課税評価証明書
- (9) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、適当であると認めたときは、美咲町定住促進住宅新築等補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 町長は、交付決定に必要と認めたときは審査会を設置し、審査することができる。

(補助金の支払い)

第8条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、美咲町定住促進住宅新築等補助金請求書(様式第3号)に、前条に規定する美咲町定住促進住宅新築等補助金交付決定通知書(様式第2号)の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請者から補助金の請求があったときは、当該年度の3月末までに補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消しまた、既に交付した補助金については返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金交付の適用要件を欠いたとき。
- (3) 町の徴収金等に滞納があったとき。
- (4) その他不正な行為をして、補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町

長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成34年3月31日をもって効力を失う。ただし、平成34年3月31日までに申請のあったものについては、交付期間満了まで補助金を交付する。
- 3 平成31年3月31日までに交付決定を受けており、平成31年4月1日以降に交付期間を有する者については、補助の対象及び金額並びに交付の期間は、従前の例による。

附 則（平成21年6月11日告示第38—1号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年10月14日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年5月13日告示第28号）

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月25日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

附 則（平成25年3月18日告示第14号）

この告示は、平成26年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日告示第61号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日告示第37号）

この告示は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第23号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年度 美咲町定住促進住宅新築等補助金交付申請書

美咲町定住促進住宅新築等補助金の交付を受けたいので、美咲町定住促進住宅新築等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に必要な個人情報（町の徴収金等の滞納状況）調査については、何ら異議はないことを申し添えます。

記

1. 補助金申請額	円		
2. 所在地	美咲町 番地	<input type="checkbox"/> 購入地	<input type="checkbox"/> 自己所有地
3. 所有者(名義人)	<input type="checkbox"/> 申請者(共有名義人)		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる場合 (申請者との関係:)	住所	
		氏名	
※以下、2年目以降は記載不要			
4. 住宅関係	種類	<input type="checkbox"/> 木造住宅	<input type="checkbox"/> その他の住宅
	入居年月日	年 月 日	
	面積(延床)	㎡・坪	
5. 施工業者	住所		
	事業所・代表者名		

添付書類（原本又は複写したものを添付のこと。）※2年目以降は⑦⑧のみ添付

- ①工事請負契約書 1部
- ②新築住宅に係る登記簿謄本 1部
- ③住宅の平面図 1部
- ④工事の竣工写真 1部
- ⑤住民票 1部
- ⑥施工業者等申告書(主として町内業者を利用した場合のみ) 1部
- ⑦当該年度分の固定資産税の納税証明書 1部
- ⑧当該物件に係る課税評価証明書 1部
- ⑨その他町長が必要とする書類

※所在地と住民票記載の住所が異なる場合や上記書類の添付ができない場合は理由書を提出すること。

様式第2号(第7条関係)

美咲町指令第 号
年 月 日

申請者 様

美咲町長

美咲町定住促進住宅新築等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった美咲町定住促進住宅新築等補助金について、
美咲町定住促進住宅新築等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額 円

(注)補助金を請求する場合は、この通知書の写しを添付すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

美咲町定住促進住宅新築等補助金請求書

年 月 日付け美咲町指令第 号で補助金の交付決定通知のあったこのことについて、美咲町定住促進住宅新築等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 _____ 円

様式第4号(第6条関係)

施工業者等申告書

工事の施工

工種	施工業者		請負金額
	住 所	社名又は氏名	
主体部			
その他1			
その他2			

製材の状況

木材使用総材積 (主体構造部材(※注)のみ)		m ³
うち町内製材業者使用材積		m ³
町内製材業者使用率		%
町内木材業者	住 所	
	業社名	

該当住宅の建築については、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____

建築業者 住所 _____
氏名 _____

製材業者 住所 _____
氏名 _____

※注 主要構造部材とは、土台、柱、間柱、梁、桁、母屋、棟木に使用する木材をいう。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第6条関係)